

## 新潟市指定地域密着型サービス基準条例等の改正について

### 1 改正する基準条例

- ・新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- ・新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

#### 【該当サービス】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護
- ④（介護予防）認知症対応型通所介護
- ⑤（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ⑥（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑨看護小規模多機能型居宅介護
- ⑩介護予防支援

### 2 施行期日

令和3年4月1日

### 3. 主な改正内容

※★は全サービス共通、○囲み数字は左ページのサービス名

#### 感染症や災害への対応力強化

- ・感染症対策の強化（★）－ 感染症の発生及びまん延等に対する取り組みの義務付け
- ・業務継続に向けた取り組みの強化（★）－ 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを提供できる体制にするための計画策定、シミュレーション実施の義務付け
- ・災害への地域と連携した対応の強化（③④⑦⑧⑨）－ 地域住民と連携した訓練の実施

#### 地域包括ケアシステムの推進

- ・認知症への対応力向上（①②⑩除く）－ 無資格の従事者への認知症介護基礎研修受講の義務付け
- ・個室ユニットの定員上限の明確化（⑧）－ 10人以下→15人以下
- ・過疎地域等への対応（⑤⑥⑨）－ グループホームのユニット数2以下→3以下、サテライト型事業所の創設、（看護）小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員を超えてのサービス提供

#### 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・口腔衛生や栄養マネジメントの強化（⑧）－ 栄養士の配置→栄養士又は管理栄養士の配置
- ・科学的介護の取り組みの推進（★）－ 科学的介護情報システムへの情報提出とPDCAサイクルの推奨

#### 介護人材の確保・介護現場の革新

- ・ハラスメント対策の強化（★）－ 事業者が必要な措置を講じなければならない旨規定
- ・会議へのICT活用（★）－ テレビ電話等の活用
- ・特養の人員基準緩和（⑧）－ 従来型とユニット型を併設する場合、介護・看護の兼務が可能
- ・グループホームの夜勤職員体制の緩和（⑥）－ 一定の条件で3ユニット3人→2人
- ・グループホームの第三者評価（⑥）－ 運営推進会議または外部からの評価
- ・署名・押印の見直し、電磁的記録による保存、運営規程の掲示方法（★）

#### 制度の安定性・持続可能性の確保

- ・サ高住等における適正なサービスの提供（②）－ 事業所と同一の建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行う

#### その他の事項

- ・事故発生の防止と発生時の適切な対応（⑧）－ 施設系サービスで安全対策担当者を定めることの義務付け
- ・高齢者虐待防止の推進（★）－ 虐待の発生・再発を防止するための委員会、指針の整備、研修、担当者を定めることの義務付け